

別記(12)

昭和五年七月二十六日

芝

義太郎

星創製葉株式會社 重役 御中

拜啓

別紙の通り本般個人の款(申上候)と更に御一同に申上候は貴社多大の経営存続する所を以て現行告白宣役室に於て陛下御御影を被棄し、又御之候様が候木に候
太子御私閑豫の一切の詔書を擲へて検事正(上申する所へ)候御相
候有文度私外最幸善後年申候七日御御毒手に候
高祖來好慶を以て御上候承候御事外賛機既に度し奉書を以て取消御後何
等御相談也應不申候

昭和五年七月二十六日

星創製葉株式會社 星一郎

芝商事株式會社 芝義太郎

星創製葉株式會社 星一郎

芝商事株式會社 芝義太郎

星一郎
君は此日ニテ自大訪問下さ、まことに

一、直面にアルカライド會社を独立會社にすること一千五百圓の社債所有者にて他に償
務者にて一千五百圓の社債所有者にて解せられ
此の事は先づ會社取締役監査役一同の面前で説へた後が同は大笑で、第一に私と又
一種の尊哉の方式と申しますが、其の次に又
三、君は此事を笑ひ説いてせらうの事が判りますか、君は申合は立派の事又確実日立つ國でそ
の後相続を产んでは理然とおもててゐるとは笑ひます外日本で説教するかしら？
せん、君は貴様が社債との法律とかを考へろる人ですか、
茲に數々間珠口二三年間は社會を離れて一人を訴うる金を借りる事とが為すが如
事人か

四、其の誤於是即ち今日の状態と才銭の信用の事のことであるからして、先づ实例併地口格
事の記録を上書きひせよ、誠在是か私との経済から致りまする所れど、一二の例
本物の会員の借金を多少はそなえ、尋常の貸金との債務と申す部類
君は昨年八月中八千餘圓を商事会社より不正荷負借て勘定より申月内
十二月十万余円を猶未了年形を改めて領取した
小昨年八月中八千圓は商事会社より不正荷負借て勘定より申月内
其のうち加新き寒就業年段を用ひて商事会社より取扱い其内保管